

医療介護連携室より、在宅療養についての情報を発信していきます。今回は、大仙市のコミュニティラジオFMはなびで令和4年7月に放送した内容を紹介します。

## <訪問看護について> 仙北訪問看護ステーション 古屋 英理子 さん

**司会**：FMはなびをお聞きの皆さん、こんにちは！ 高齢者包括支援センターがお届けする「長寿おうえん！いきいき広場」の時間です。  
今回は、仙北訪問看護ステーション管理者の古屋 英理子さんより、「訪問看護」についてお話をうかがいます。  
自宅で療養生活を送っている方から「訪問看護という言葉は聞いたことがありますか、看護師の方が家に来てくれるということでしょうか。どんなサービスなのですか？」という質問を受けることがあります。まずは、この点についてお話しただけですか？

**司会**：看護師など、ということとは、それ以外の職種の方が来ることもあるのですか？

**古屋**：はい。訪問看護事業所にもありますが、看護師のほかに、理学療法士や作業療法士が訪問することもあります。

**司会**：訪問看護では、具体的に、どのようなことをしてくれるのでしょうか？

**古屋**：たとえば、症状や状態の観察、服薬管理、点滴・注射などの医療処置、リハビリテーションのほか、清拭や排せつのケアのように、療養生活の援助も行っています。

ほかに、自宅での療養で不安なことや悩んでいることがあれば、ご相談に乗ることもできますし、必要に応じてほかの介護サービスや病院とも連携を取りながら、利用者の方の希望に沿ったケアを提供しています。実際に、介護されているご家族からの相談も多くありますよ。

**司会**：医療処置というお話がありましたか、在宅療養されている方の中には、痰の吸引や経管栄養の管理が必要な方もいらっしゃると思いますよね。そういった医療機器の管理もしてもらえますか？

**古屋**：はい。痰の吸引や経管栄養の管理のほか、在宅酸素療法や床ずれの処置、フォーシ交換（おしっこの管）にも対応しています。

もちろん、こういった長期的なケアの他にも、ご自宅での看取りや入院中の外泊などでもご利用いただけますし、急変などの緊急時にも対応しています。

安心な療養生活のためにも、ぜひ訪問看護を利用していただきたいです。

**司会**：病院に行くこと自体が大変な方もたくさんいらっしゃると思います。自宅で療養生活を送る方やご家族にとって、訪問看護は心強いサービスですね。

利用者の方の病気や状態に応じてケアを行うということでしたが、この訪問看護サービスは、誰でも利用できるのでしょうか？

**古屋**：はい。病気や障害があり自宅などで療養をされている方であれば、子どもから高齢者まで、年齢を問わず誰でも利用できます。

**司会**：訪問看護を利用したい、という時には、どこに相談すればよいでしょうか？

**古屋**：かかりつけ医やケアマネジャーに相談していただくか、入院中であれば、主治医や病棟看護師に相談していただければと思います。もちろん、訪問看護事業所に直接ご相談いただいても大丈夫ですよ。

**司会**：訪問看護の利用には、保険制度は適用になりますか？

**古屋**：はい。介護保険または医療保険で利用することができません。

基本的には、介護認定を受けている方は介護保険が適用され、それ以外の方は医療保険になります。ただ、病名や状態によっては、介護保険に該当している方でも医療保険になる場合がありますので、詳しくはご相談ください。

**司会**：適用になる保険制度によって、サービスの利用に違いが出たりするのでしょいか？

**古屋**：サービスの内容の違いはありませんが、回数や料金にそれぞれ違いがあります。

利用できる回数について、医療保険の場合、原則週3回までの利用となりますが、病名や状態により週4回以上利用することもできます。

介護保険の場合、ケアマネジャーが作成したケアプランに盛り込まれれば、利用回数に制限はありません。週に何回でも利用できます。

**司会**：介護保険は、利用回数に制限がないのですか？

**古屋**：そうなります。ただ、訪問回数が増えるとその分、料金もかかりますので、週に何度の利用がちょうどいいのか、ケアマネジャーやかかりつけ医と相談しながらご利用いただければと思います。

**司会**：今、料金のお話が出ましたが、訪問看護の利用にはどれくらい費用がかかるものなのでしょうか。

**古屋**：医療保険・介護保険共に、年齢や所得によって、1割から3割の自己負担となります。訪問回数や医療処置などによっても料金は異なりますので、詳しくは訪問看護事業所にお問い合わせください。参考までに、1割負担の方が訪問看護を週1回（月4回）利用される場合、医療保険では4,650円から、介護保険の場合は4,082円から、それぞれかかります。

**司会**：では、実際に訪問看護を利用するときに気

なることをいくつか教えてください。

訪問看護を利用できる時間帯というのは決まっていますか？

**古屋**：子どものステーションでは、基本的に平日9時から17時までがサービス提供時間となっています。ただ、緊急の場合は、24時間365日、電話での相談や訪問に対応しています。

曜日や時間帯は、各訪問看護事業所によってそれぞれ違いますので、お問い合わせください。

**司会**：利用できる地域に決まりはありますか？

**古屋**：これも各訪問看護事業所によって違います。私どものステーションでは、大仙市・美郷町全域が訪問可能な範囲となっています。訪問状況によっては、エリア外にも対応できますが、利用料とは別に交通費がかかることがありますので、ご相談いただければと思います。

**司会**：訪問看護を利用するとき、ご家族の立ち合いは必要ですか？

**古屋**：初回の訪問や契約時は立ち会っていただきたいですが、その後はご家族が不在の時でも、利用者の方がいてくだされば、訪問してケアさせていただきます。もちろん、お一人暮らしの方も訪問できますので、ご安心ください。

**司会**：ケアや処置を受ける際、何か、準備するものはありますか？

**古屋**：ケアや処置に必要なものは、利用者の方に準備いただけます。清潔ケアをされる方の場合には体を

拭くタオルですとか、バケツ、オムツといったものが必要になります。

**司会**：なるほど、分かりました。

それでは、最後に確認になりますが、訪問看護を使いたいという方は、かかりつけ医やケアマネジャー、訪問看護事業所に相談すると良いのですか？

**古屋**：はい。そうですね。

長期にわたって看護や介護が必要な方はもちろん、例えば退院後、一時的にケアが必要な方や、ご自宅で薬の飲み方の指導が必要な方、体はまだまだ動けけれど認知症の症状が気になる方など、さまざまな方にご利用いただけるのが訪問看護です。住み慣れた地域やお住まいで安心して生活が送れるよう、ぜひ、訪問看護をご利用ください。

**司会**：今日は、訪問看護についてお話を伺いました。古屋さん、どうもありがとうございます。



過去の放送は大仙市のホームページでもお聞きいただけます